

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	鷹巣地区 (鷹巣第一、鷹巣第二)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月9日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域においては水稻と露地野菜の複合経営が中心である。少数であるが、水稻の受託も実施しているが、近年農家やオペレーターの高齢化による耕作放棄田が多くなってきている。

中山間地域であることから農地の維持管理に加えて、獣害対策や法面の管理にも労働時間を取られることが多く、地域資源の維持管理における労働時間を削減するため、ラジコン草刈り機の導入など、省力化を進めていく必要があると考えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻とピーマン・ネギ等露地野菜を主に作付けしているが、水稻関係の機会が壊れた段階で水稻の作付をしない農家が増えている。当地域における水稻作付面積の平均は1～2ha程度と小さく個々で機械を装備しても所得向上は見込めないこと、さらに次世代の若手の参加が無いことから、将来的には地域内の水稻作業を担う人材作りを行い、耕作放棄田を少なくしていく。耕作放棄地や法面等の草刈等は、中山間・多面的組織でラジコン草刈り機を導入し、省力化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	181.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	181.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内農地については、原則、地域の担い手が優先的に借り受け、効率的な農業経営ができるよう努める。また空き農地は極力、隣接で耕作する者が借り受けることができるよう努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法改正に伴い、利用権設定の期間満了となった農地から農地中間管理機構へ農地を預けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備は実施済み。大区画化(基盤再整備)については現在のところ、予定はしていない。一方で、当地域の一部区画では基盤整備実施後、かなりの期間を経過していることもあり、パイプラインの老朽化による不具合が発生している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域の後継者の殆どは農業をやらないことが想定されており、地域内の親方農家の下で研修し、独立をさせて担い手を増加させる取り組みを行い、担い手の確保・育成を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織に若い担い手がもっと参画すれば、地域内のみならず、地域外の農作業についても受託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--